

## 2 退職金と税金

退職金の積立については、掛金が損金といって経費とすることができます。また、一時金や年金といったかたちで退職金を受け取った場合にも、税金（所得税と住民税）について、給与や賞与とは違う計算方法により計算がなされます。

年金で受け取った場合の退職金は、公的年金等にかかわる「雑所得」とされます。公的年金等にかかわる雑所得の計算は、下記の速算表により算出します。

【公的年金等にかかわる雑所得の速算表】※平成 17 年以降

年金受給年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計	(b) 割合	(c) 控除額
65 歳未満	公的年金等の収入金額の合計が 700,000 円までは所得金額ゼロ		
	700,001 円から 1,299,999 円まで	100%	700,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円
65 歳以上	公的年金等の収入金額の合計が 1,200,000 円までは所得金額ゼロ		
	1,200,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,200,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

※公的年金にかかわる雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)

たとえば、65 歳以上の人で退職金を年金で受け取り、「公的年金等の収入金額の合計」の額が 350 万円の場合、公的年金等にかかわる雑所得の金額は、下記の通りです。

**3,500,000 円 × 75% - 375,000 円 = 2,250,000 円…所得金額**

この計算により、所得税を計算するときは 3,500,000 円（収入金額）に税率を乗じるのではなく、2,250,000 円（所得金額）に税率を乗じて求めます。

一時金として退職金を受け取った場合には、退職所得控除が受けられ、次頁の計算方法となります。ただし、この計算は、いわゆる従業員に対する一般的な退職金に対する退職所得控除額の計算方法になります。役員が退職または退任するときに支払われる退職金や、役員としての退職金と従業員としての退職金の両方がある場合には、計算方法が違いますので、詳細は税務署へ確認をしてください。